

神戸市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する要綱

(平成18年3月10日保健福祉局長決定)

(平成19年12月10日改定)

(平成23年7月1日改定)

(平成24年4月1日改定)

(平成28年7月4日改正)

(平成29年9月1日改正)

(令和3年4月1日改正)

(令和5年4月1日改正)

(令和6年4月1日改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定又は届出の受理（以下「指定等」という。）に関し必要な事項を定める。

(指定の申請等)

第2条 法第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の12第1項及び第115条の22第1項の規定による指定の申請は、規則第131条の2の2第4項、第131条の3第4項、第131条の3の2第6項、第131条の4第5項、第131条の5第5項、第131条の6第5項、第131条の7第4項、第131条の8第4項、第131条の8の2第4項、第132条第4項、第140条の24第5項、第140条の25第5項、第140条の26第5項及び第140条の32第5項により厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(指定の更新)

第2条の2 法第79条の2第1項の規定による指定の更新並びに第78条の12、第115条の21及び第115条の31において準用する指定の更新の申請は、規則第131条の2の2第4項、第131条の3第4項、第131条の3の2第6項、第131条の4第5項、第131条の5第5項、第131条の6第5項、第131条の7第4項、第131条の8第4項、第131条の8の2第4項、第132条第4項、第140条の24第5項、第140条の25第5項、第140条の26第5項及び第140条の32第5項により厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(変更の届出等)

第3条 法第78条の5第1項、第78条の5第2項、第82条第1項、第82条第2項、第

115条の15第1項、第115条の15第2項、第115条の25第1項及び第115条の25第2項の規定による届出は、規則第131条の13第5項、第133条第4項、第140条の30第5項及び第140条の37第4項により厚生労働大臣が定める様式により、それぞれ行うものとする。

(指定の辞退)

第4条 法第78条の8の規定による指定の辞退は、規則第131条の13の2第2項により厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(兵庫県等への情報提供)

第5条 市長は、第2条から前条までの規定による指定等をしたときは、兵庫県、兵庫県国民健康保険団体連合会その他の関係する機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供するものとする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定等の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 介護保険事業所番号
- (6) 管理者の氏名
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の情報の提供に関する業務の全部又は一部を他の機関に委託することができる。

(公示)

第6条 法第78条の11、第85条、第115条の20及び第115条の30の規定による公示は、各条各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の名称
- (2) 当該指定に係る事業所の名称及び所在地
- (3) 指定、事業の廃止又は指定の取消しの年月日
- (4) 指定の全部若しくは一部の効力の停止の内容及びその期間
- (5) サービスの種類
- (6) その他市長が必要と認める事項

(実施細目)

第7条 この要綱に規定するもののほか、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事

業者の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(必要な準備)

第2条 市長は、この要綱の施行日前においても、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関し、必要な手続を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成19年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。